厚生労働省委託事業 配偶者手当と賃金制度の見直しセミナー

職務給については、三位一体労働市場改革分科会において、職務給・ジョブ型人事の導入の参考とするため、導入企業の事例を整理し、指針を策定しているところ。周知広報に当たっては、当該指針だけではなく、個々の企業の参考となるよう、職務給を導入する手順例やメリット等をまとめるとともに、リーフレット等により丁寧に周知する必要がある。

また、年収の壁の一つとされている民間企業の収入要件のある配偶者手当については、企業において労使間の話合いを経て自主的に設定されているが、税制、社会保障制度とともに、女性の就労を抑制している場合があるとの指摘があることに鑑み、個々の企業において見直しを行う場合の留意事項等の周知を行い、労使間での話合いを進めるよう促してきたところである。今後は、特に、中小企業や小規模企業が実際に見直しをできるよう、見直しのフローチャートを含むリーフレット等による周知を徹底する必要がある。

このような周知等に資する観点から、本事業では、民間企業における配偶者手当の見直しや、職務 給の導入等について、理解の促進を目的に、労働者や事業主の方などを対象とした賃金制度の見直し に関するセミナーの開催等を実施することとする。加えて、セミナー終了後に相談ブースを設け、賃 金制度等に関する個別相談に応じる。

【開催概要】

①配偶者手当と賃金制度の見直しセミナー (現地またはオンライン開催)

対 象:どなたでも参加可

開催期間:令和6年6月末~令和7年1月(予定)

定 員:20名~50名(会場によって異なるため詳細は専用 web サイトをご確認ください。)

参 加 費:無料

開催形式:対面またはオンライン

講演内容:テキストを用いて、配偶者手当の見直し(年収の壁・支援強化パッケージ含む)や、

職務給の導入手順、メリット等について事例などを用いて解説する。

また、セミナー終了後、個別相談会を実施する。

時間	項目
13:30~15:40	受託業者によりセミナー※10 分間の休憩を含む
15:50~16:50	個別相談会

②配偶者手当と賃金制度の見直しセミナー (講師派遣セミナー)

対 象:中小・小規模企業が所属する団体

開催期間:令和6年6月末~令和7年1月(予定)

開催規模:30 名程度

参加費:無料開催形式:対面

講演内容:中小・小規模企業が多数所属する団体等の依頼により実施することとし、テキストを

用いて、配偶者手当の見直し(年収の壁・支援強化パッケージ含む)や、職務給の導

入手順、メリット等について事例などを用いて解説する。

また、セミナー終了後、個別相談会を実施する。

【申込方法】

1. web 申込み

セミナー専用 web サイト(http://www.langate.co.jp/haigu_syokumu/index.html)の申込みフォームによる。

2. FAX 申込み

専用 web サイトより申込用紙をダウンロードもしくは、セミナーリーフレット裏面に必要事項を記入の上、FAX (075-366-5901) で送付。

【委託事業者】

本事業は、ランゲート株式会社に委託して実施する。